

平成 26 年度 心肺機能停止前の救急救命処置にかかる検討結果

1 部会の開催

メディカルコントロール部会（平成 26 年度第 1 回）…平成 26 年 5 月 15 日（木）

メディカルコントロール部会（書面会議）…平成 26 年 6 月 4 日通知

メディカルコントロール部会（平成 26 年度第 2 回）…平成 26 年 7 月 25 日（金）

2 検討項目

以下の項目について検討を行った。

- ① 滋賀県版救急救命士業務活動モデルの改正
- ② 心肺機能停止前の処置にかかる講習および実習
- ③ 心肺機能停止前の処置にかかる認定
- ④ 救急業務に携わる職員の生涯教育

3 滋賀県版救急救命士業務活動モデルの改正の検討結果

県で統一した救急救命士の業務プロトコールである滋賀県版救急救命士業務活動モデルの改正について検討を行い、平成 26 年 8 月 1 日付けで改正し、各地域 MC 協議会長あて通知した。（資料④-3 のとおり）

改正の概要

心肺機能停止前の重度傷病者に対する「静脈路確保及び輸液」と「血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」の実施にかかる以下の内容を追加。

- 「1 傷病者対応フロー」
- 「3 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液プロトコール（有資格者に限る）」
- 「4 意識障害対応プロトコール（有資格者に限る）」の追加

4 心肺機能停止前の処置にかかる講習および実習の検討結果

一般財団法人救急振興財団において、心肺機能停止前の処置にかかる講習および実習が含まれた教育が実施される場所であるが、本県での講習および実習の実施方法について検討を行い、その実施方法を確認した。

(1) 本県での講習および実習の実施方法

- ア 各地域 MC 協議会で講習および実習を実施しても構わないものとし、講習と実習を別々に実施しても構わないものとした。また、他の地域で受講しても構わないものとした。
- イ 平成 27 年度に滋賀県 MC 協議会が主催して講習のみ実施することとした。ただし、実習については、各地域 MC 協議会で実施するものとした。

(2) 平成 26 年度における各地域MC協議会の講習および実習の実施状況

	講習	実習
大津地域	実施	実施
湖南地域	実施	実施
甲賀地域		
東近江地域	実施	実施
湖東地域		
湖北地域	実施	実施
湖西地域		実施

(3) 平成 27 年度に滋賀県MC協議会が実施する講習の受講見込者数

	大津 消防	湖南 消防	甲賀 消防	東近江 消防	彦根 消防	湖北 消防	高島 消防	合 計
講習 受講見込者数	3	0	32	0	19	15	0	69

5 心肺機能停止前の処置にかかる認定の検討結果

心肺機能停止前の処置にかかる認定方法について検討を行った。

(1) 認定の手続き

心肺機能停止前の処置にかかる講習および実習修了者の認定方法を定め、平成 26 年 7 月 25 日付けで各地域MC協議会長あて通知した。(資料④-4 のとおり)

(2) 認定状況【平成 27 年 3 月 1 日時点】

	認定者数
大津市消防局	42
湖南広域消防局	29
甲賀広域行政組合消防本部	1
東近江行政組合消防本部	28
彦根市消防本部	2
湖北地域消防本部	34
高島市消防本部	22
合 計	158

6 救急業務に携わる職員の生涯教育の検討結果

「救急救命士」「救急隊員」「通信指令員」の各職域における教育のあり方について、消防庁で 2 年にわたり検討がされ、消防庁救急企画室長通知（平成 26 年 5 月 23 日付け消防救第 103 号）により、その教育の実施について周知されたことから、その概要説明を行った。(資料⑤の消防庁通知参照)

「指導救命士」の認定については、滋賀県メディカルコントロール協議会に諮ることとされた。